

III 基本理念と基本方針

第1節 基本理念

「保存活用計画」で定めた基本理念「歴史的重層性を持った庭園を地域の庭園文化とともに後世に継承していく」を踏まえ、整備事業を実施する上での基本理念を以下に示す。

庭園の建造物の機能回復を通じて本来の観賞ができるようにするとともに
活用拠点としての整備を行い、洲本のまちづくりに貢献する

本庭園における整備では、本質的価値を成す諸要素の保存修理を着実に実施することとともに、安定的な一般公開を実現するための整備を実施する。

特に庭園への座観の視点場である書院建築は、現在耐震性の問題から内部を常時公開しておらず、視点場からの観賞ができない状態にある。そのため、書院建築の改修を行い、建物内部からの観賞が可能になることを目指す。

さらに本庭園を活用及び文化的活動ができるように、公開活用に必要な整備を行う。活用の場としての機能を充実させることで、地域の関連文化財や近隣施設における活用拠点となり、洲本のまちづくりに貢献することを目指す。

第2節 基本方針

前節で掲げた整備の基本理念を実現するため、保存管理及び公開活用の面から基本方針を定める。

保存管理の面においては、「文化財としての確実な保存」を基本方針とする。本質的価値を構成する要素を適切に守るために必要な補修や手入れを専門技術を持つ技術者に実施してもらえ環境を作るとともに、価値を顕在化させるための調査や施設整備を実施する。

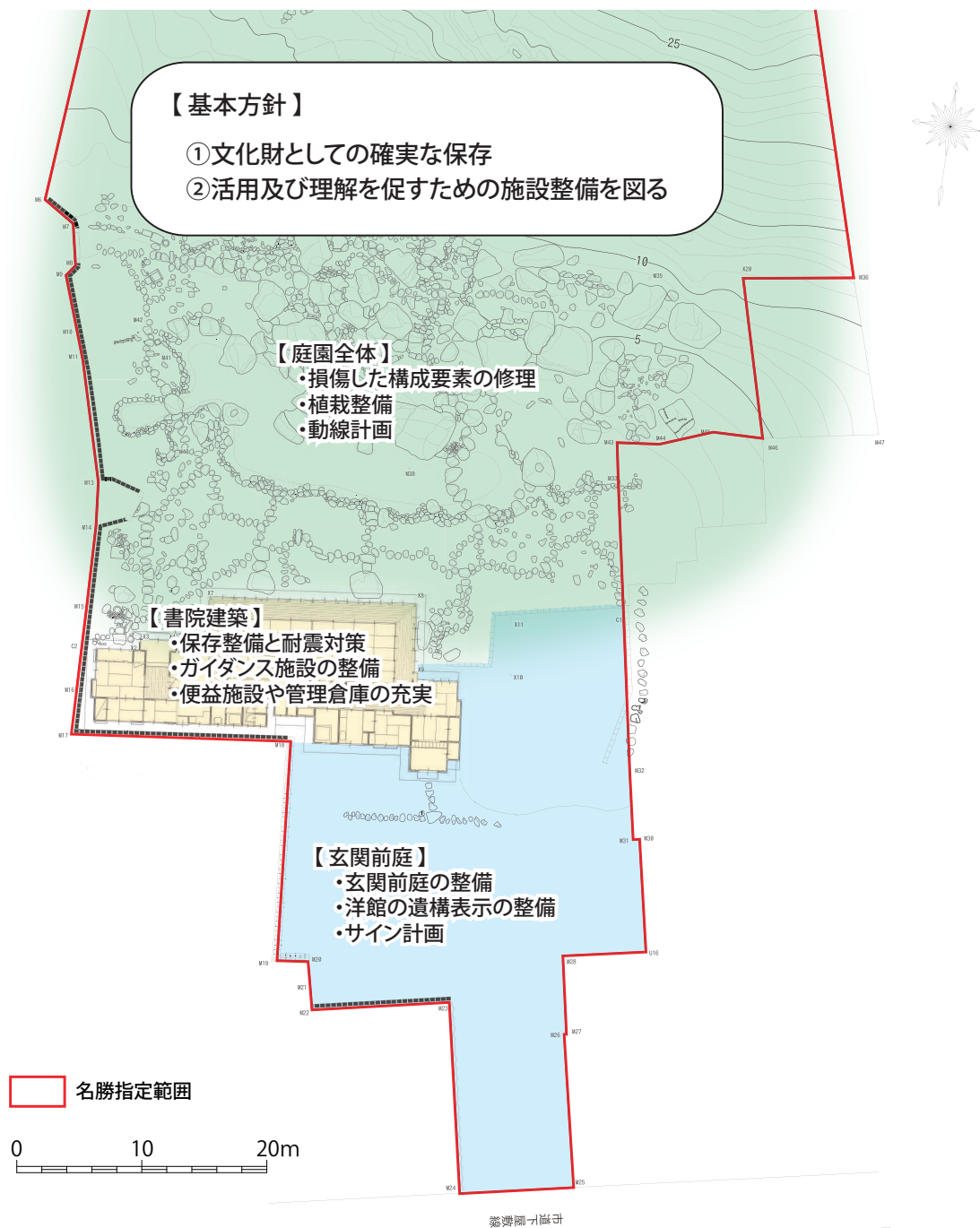
公開活用の面においては、「活用及び理解を促すための施設整備を図る」を基本方針とする。現在不足しているガイダンス施設や保存施設、便益施設の整備を実施するとともに、文化活動が実施できる設備を設け、活用の拠点となる施設整備を実施する。

①文化財としての確実な保存

書院建築は耐震強度や老朽化が課題となっているため、公開に向けて建造物の安全性を確保する必要があり、耐震対策を行った上で保存整備を行う。庭園の整備においては、主に主庭に損傷した構成要素が散見されるため、地割修復や園池浚渫、構造物の修理などを行い、構成要素の保存を図る。また、植生・植栽においては繁茂や支障木、病害虫の被害が見られるため、庭園全体において植栽整備を実施する。

②活用及び理解を促すための施設整備を図る

玄関前庭は敷地変遷による屋敷構えの変化や洋館の除却により、大きく空間性を変えており、隣接する民家の側面が直接景色として視界に入り、雑然とした雰囲気となっている。そのため名勝としての景観に配慮した修景を行うとともに、来園者に分かりやすい入口・公開動線の整備を実施する。理解を促すための施設として、書院建築内にガイダンス施設や便益施設などの公開に必要な施設を設け、活用を図る。



図III - 1 基本方針と整備の要点